

番町コミュニティハウス

使用申し込み上の注意

1. 次のような場合は、使用を承諾しないことがあります。
 - (1) 公の秩序、善良な風俗を乱す恐れのあるとき。
 - (2) 会館の施設または設備を損傷し、あるいは滅失する恐れがあるとき
 - (3) その他管理運営上支障があるとき。
 - (4) 使用後は、使用前の状態に復すること。
2. 使用者は、使用承認と同時に使用料を納付しなければなりません。
納付した使用料は、次のような場合のほかは返還しません。
 - (1) 天候地変により施設を使用できないとき。
 - (2) 会館の管理上の都合で施設を使用できないとき。
 - (3) 使用者が使用の前日までに使用の取り消しを申し出たとき。
3. 使用者は、会館の設備または備品に損害を与えた場合は、速やかに管理人へ申し出たうえ、その損害を弁償しなければなりません。
4. 使用後は、掃除機を使用して清掃に努めて下さい。
5. 使用料は、次のとおりです。

区分	① 午前 (9:00 ~12:00)	② 午前 (13:00 ~17:00)	③ 午前 (18:00 ~21:00)	冷暖房機 使用の時	その他
施設					
全館	1時間につき 600円			1時間につき 900円	上段の①②③ の区分を通じ て使用する場 合はそれぞれ の合算額とす る。
和室	1時間につき 300円			1時間につき 450円	
集会室	1時間につき 400円			1時間につき 450円	
放送設備	1時間につき 100円				
備考	<ol style="list-style-type: none">1. 葬儀の場合は1回(2日間)につき 20,000円とします。2. 使用時間の延長は原則として認めないが、真にやむをえないと認められる場合で、他の使用に支障のないときは使用を許し、延長料金を徴収します。3. 使用後は、速やかに管理人へ鍵をお返しく下さい。				